

議第1号

塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

令和6年(2024年)9月5日提出
長野県都市計画審議会長

6都第238号
令和6年(2024年)8月22日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
(一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議
します。

塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の 処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に 供する敷地の位置について

1 申請者

塩尻市大字金井731-3

株式会社フロンティア・スピリット E・P・S 代表取締役 横澤 英樹

2 敷地の位置

塩尻市大字金井字堤平727-3 他13筆

3 計画敷地の概要

- 敷地面積：29,827.44 m²
- 主要用途：一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設
- 工事種別：既存の産業廃棄物処理施設での一般廃棄物処理の追加（用途変更）
産業廃棄物処理施設の増築

(m²)

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	2,253.62	3,161.94	5,415.56
延べ面積	1,992.61	3,353.51	5,346.12

処理内容及び処理能力

○既存

施設名	処理品目	処理能力
① 破砕施設1	産業廃棄物 廃プラスチック類	19.6 t /日
② 破砕施設2	産業廃棄物 木くず、紙くず、繊維くず	19.6 t /日
③ 破砕施設3	産業廃棄物 ↓ 用途変更 一般・産業廃棄物 木くず	168.8 t /日
④ 破砕施設4	産業廃棄物 石膏ボード	4.8 t /日
⑤ 破砕施設5	産業廃棄物 廃プラスチック類 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	4.0 t /日
⑥ 破砕施設6	産業廃棄物 乾燥無機質汚泥	240m ³ /日
乾燥施設	産業廃棄物 無機質汚泥	60m ³ /日
減容固化施設	産業廃棄物 廃プラスチック類 木くず、紙くず、繊維くず	19.2 t /日

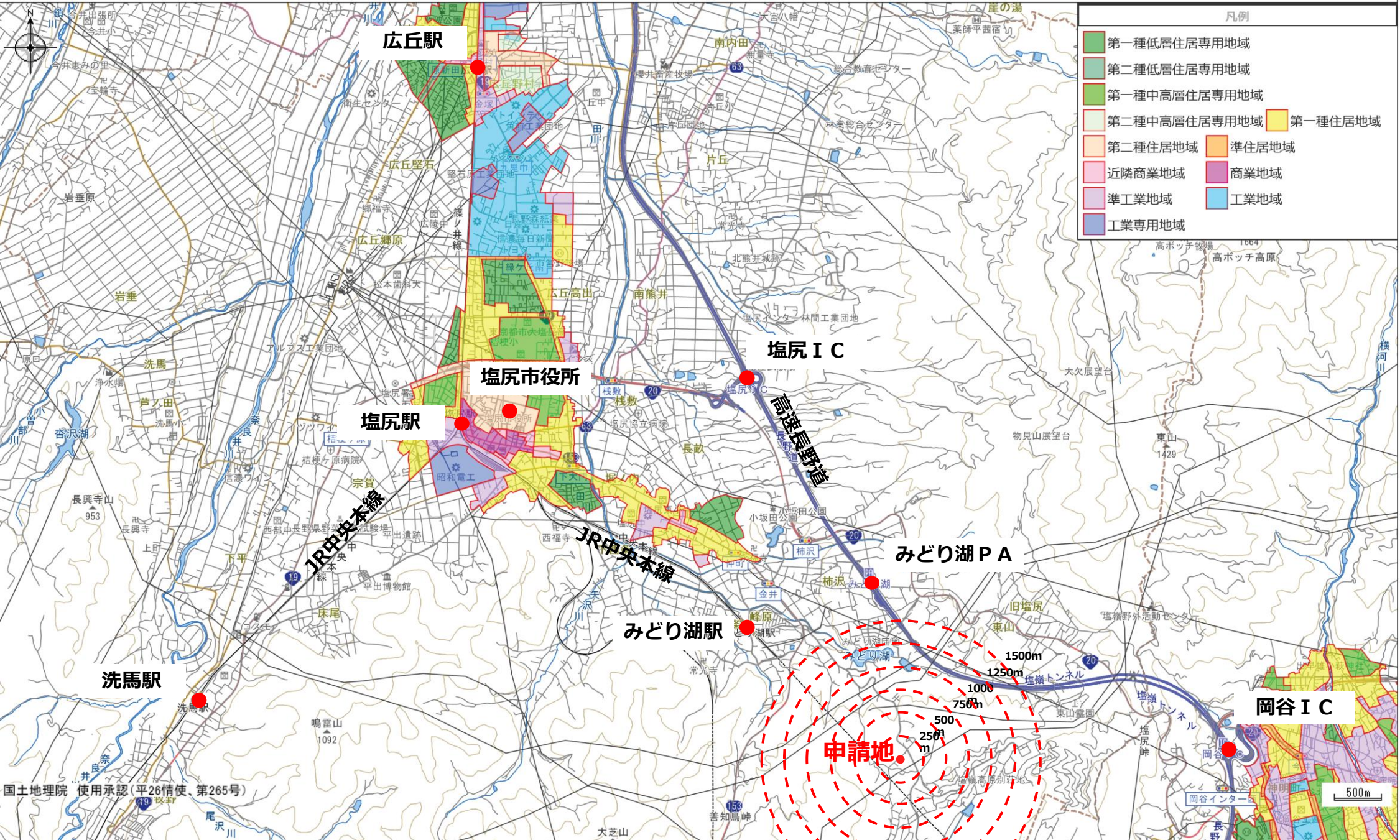
○新設

施設名	処理品目	処理能力
1 破砕施設1	産業廃棄物 金属くず	77.304 t /日
2 破砕施設2	産業廃棄物 石膏ボード	120 t /日
3 破砕施設3	産業廃棄物 廃プラスチック類	18.4 t /日
	紙くず	22.4 t /日
	繊維くず	8.0 t /日
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	34.4 t /日
圧縮施設	産業廃棄物 廃プラスチック類	96.9 t /日
	紙くず	83.0 t /日
	繊維くず	39.9 t /日
	金属くず	220.1 t /日
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	194.8 t /日

建築基準法第51条ただし書き許可対象
議1-3

今回申請
 既許可

都市計画図 (塩尻市) ①



都市計画図 (塩尻市) ②

- 教育施設 ● 公共施設
- 福祉施設 ● 医療施設

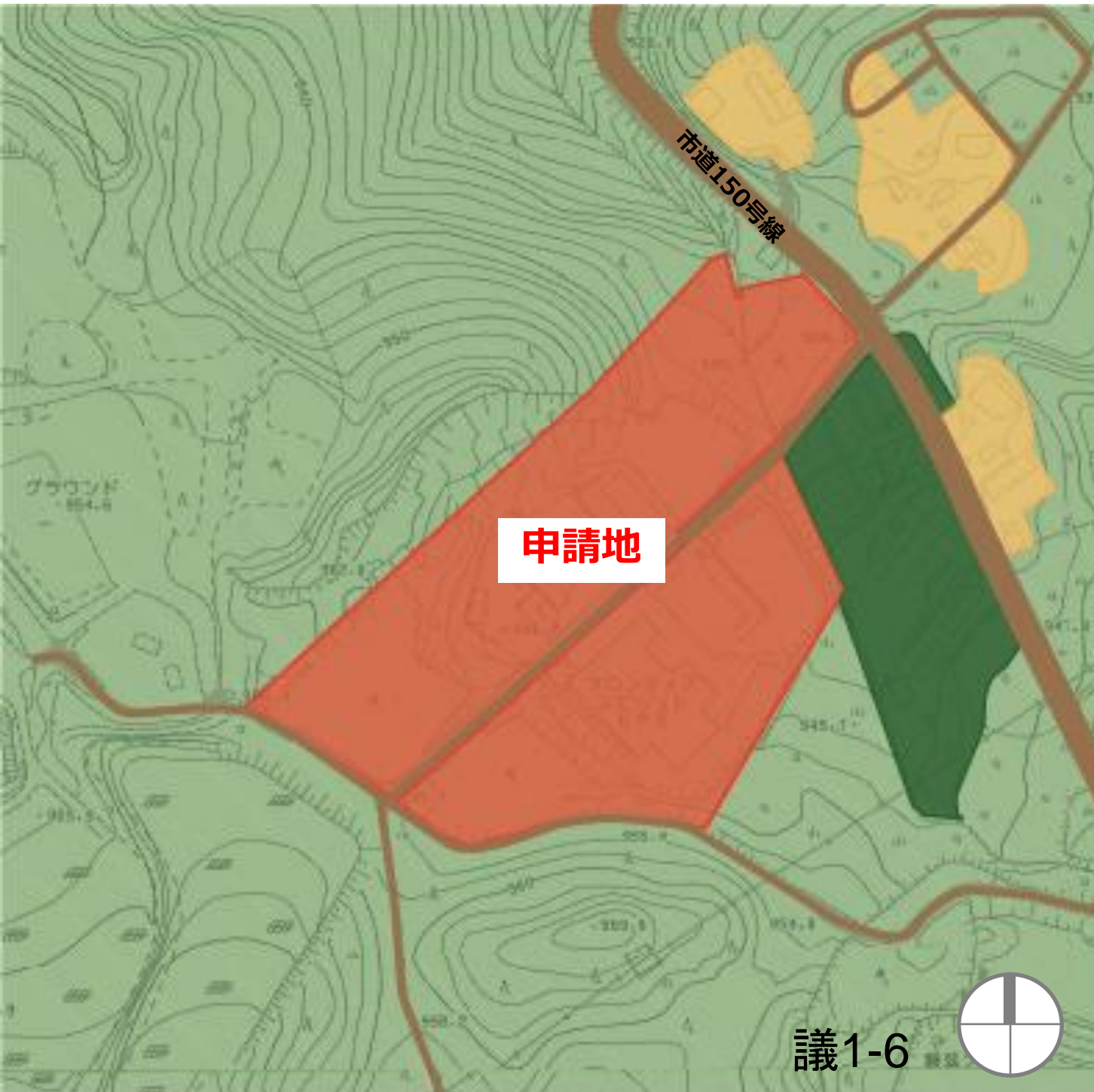


都市計画区域	都市計画区域	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域	工業地域
工業専用地域	その他地域地区	高度利用地区
準防火地域	都市施設	都市計画道路
計画決定している都市公園	計画決定していない都市公園	その他の都市施設
市街地開発事業	土地区画整理事業	市街地再開発事業
地区計画	地区計画	
その他区域・協定等	建築基準法第22条指定区域	建築協定
緑地協定	景観形成住民協定	まちづくり協定区域
D I D 地区 (H27)		

議1-5








周辺土地利用図



申請地

航空写真

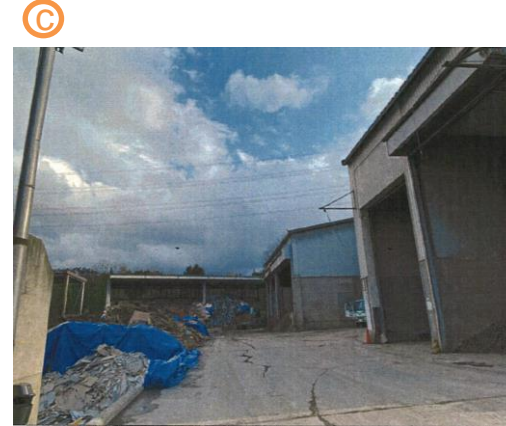
-  申請地
-  山林・野原
-  農地
-  住宅地
-  道路

配置図



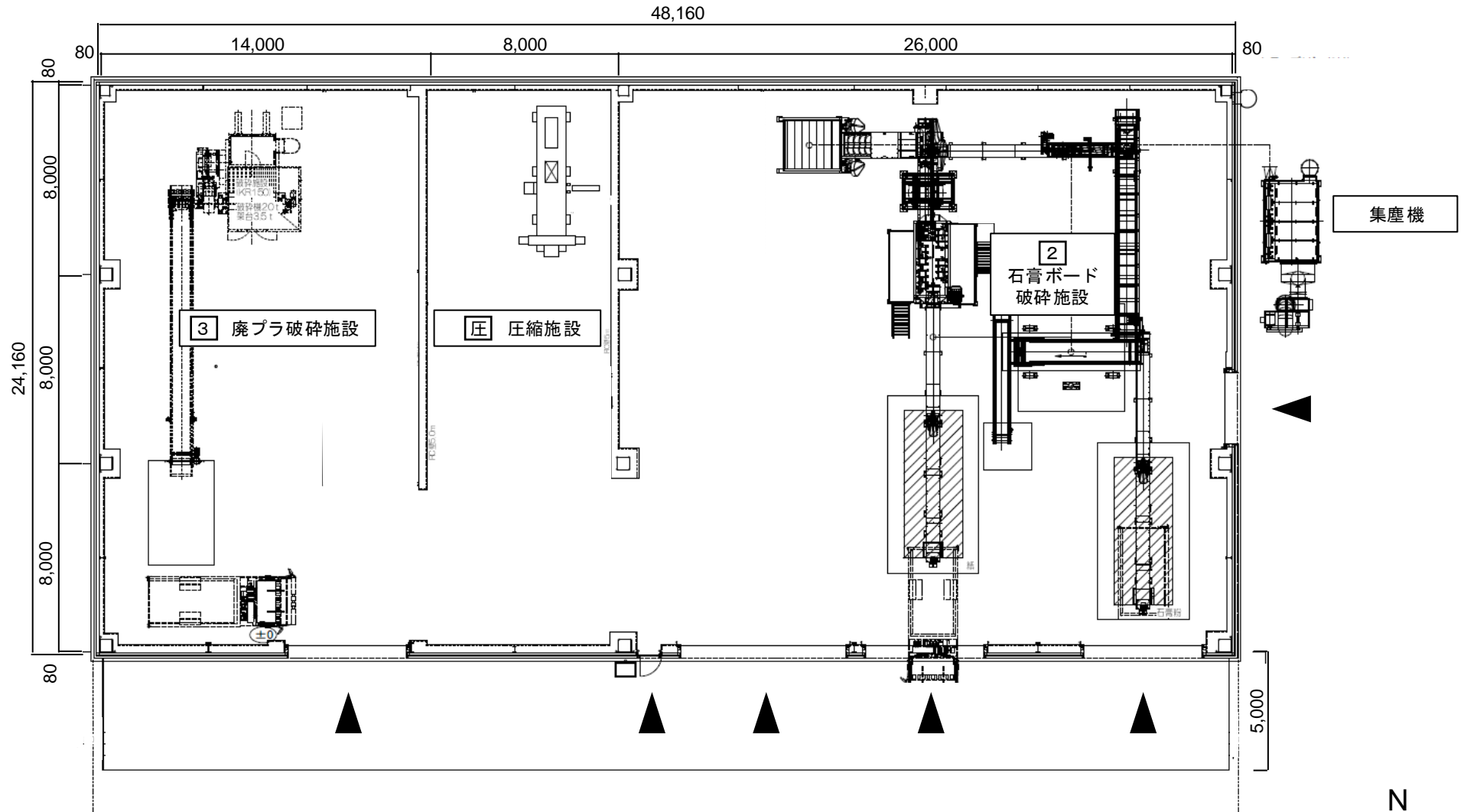
新規建物

既存建物



申請建物平面図

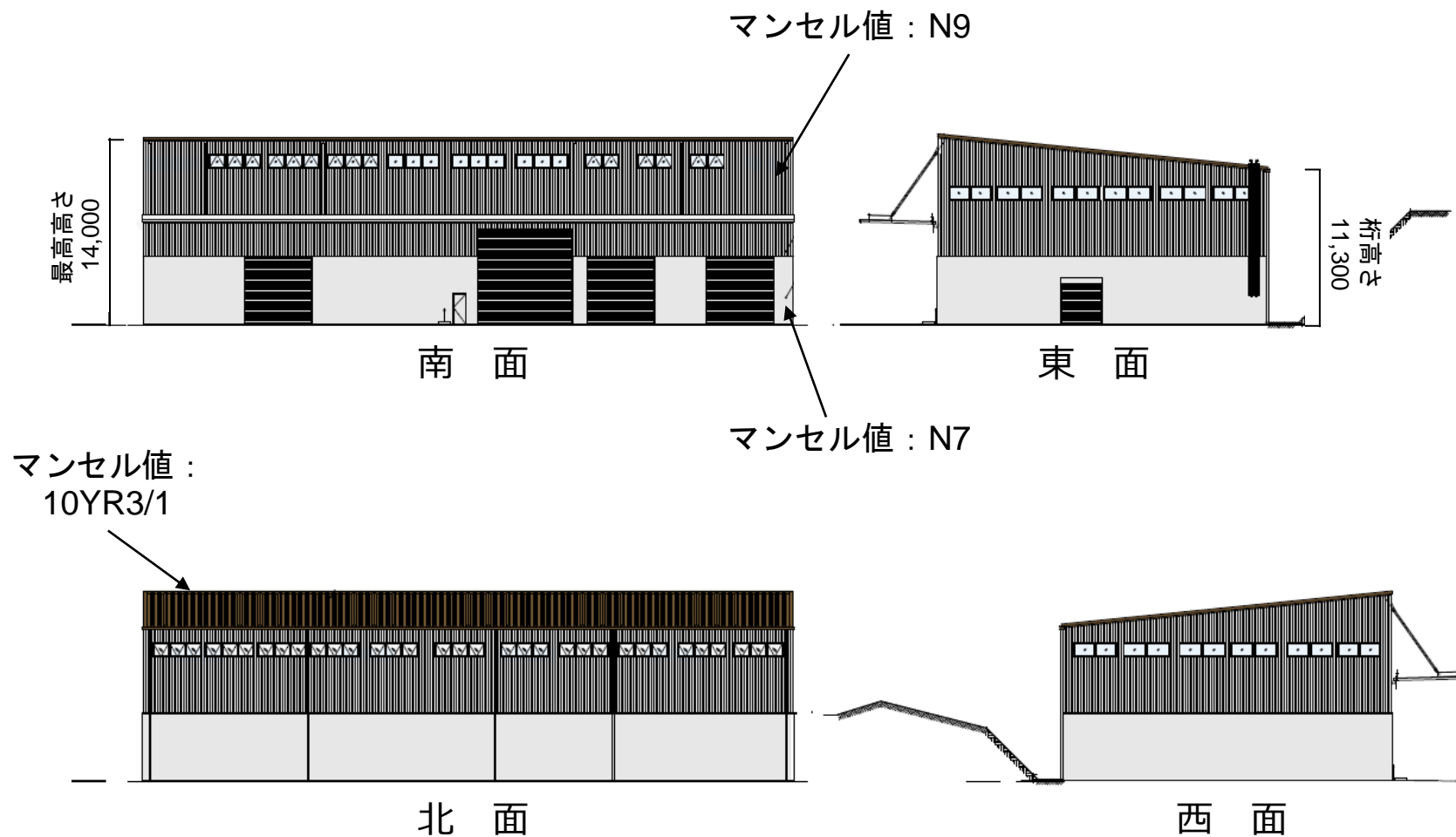
A棟（石膏ボード・廃プラスチック破砕所）



1階平面図
議1-8

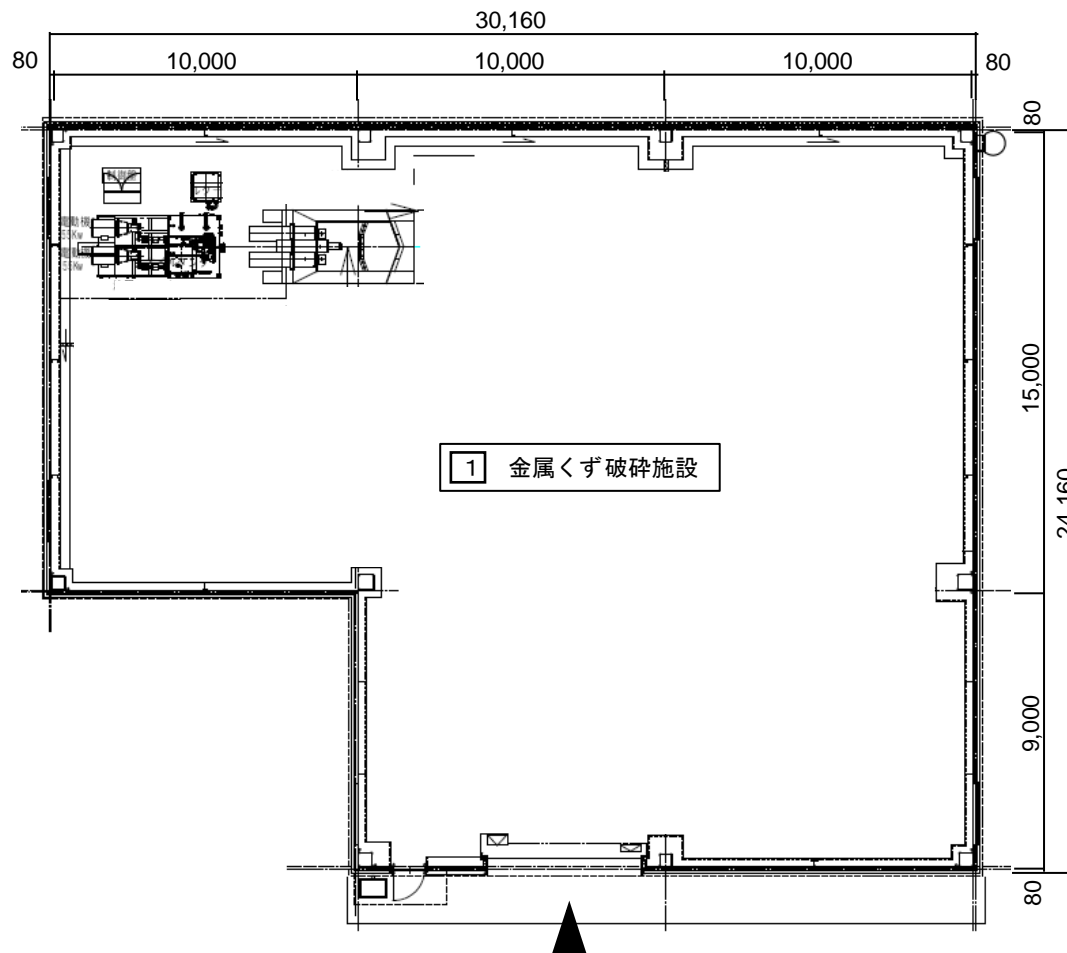
申請建物立面図

A棟（石膏ボード・廃プラスチック破碎所）



申請建物平面図

B棟（金属くず破砕所）



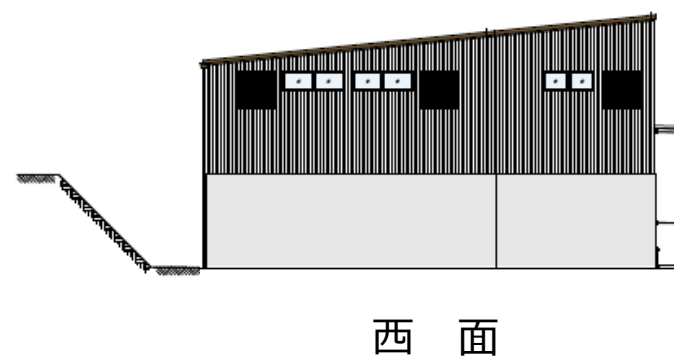
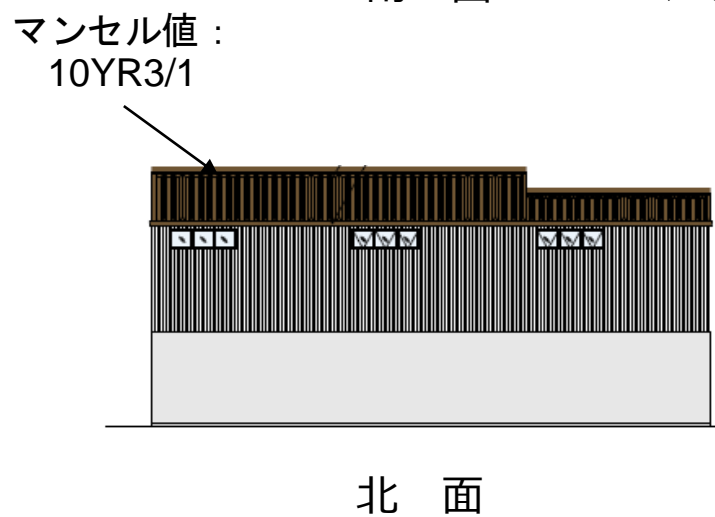
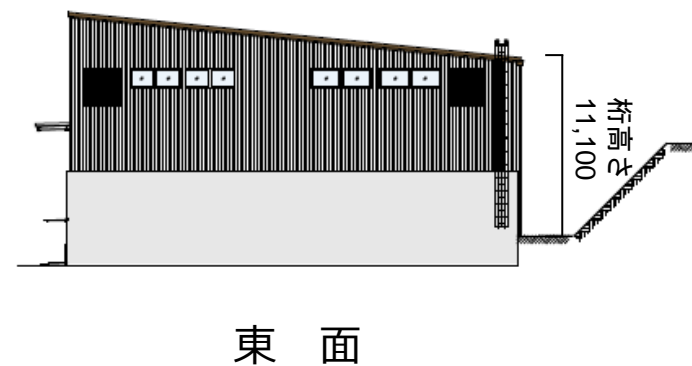
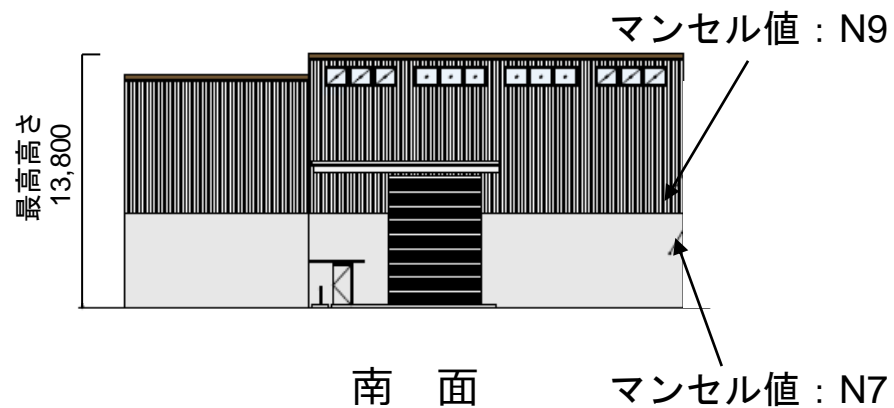
1階平面図

議1-10



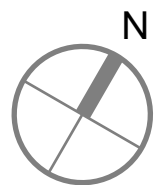
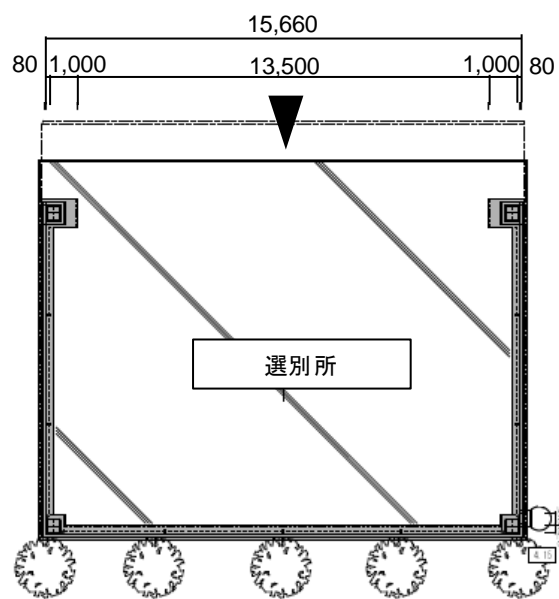
申請建物立面図

B棟（金属くず破碎所）

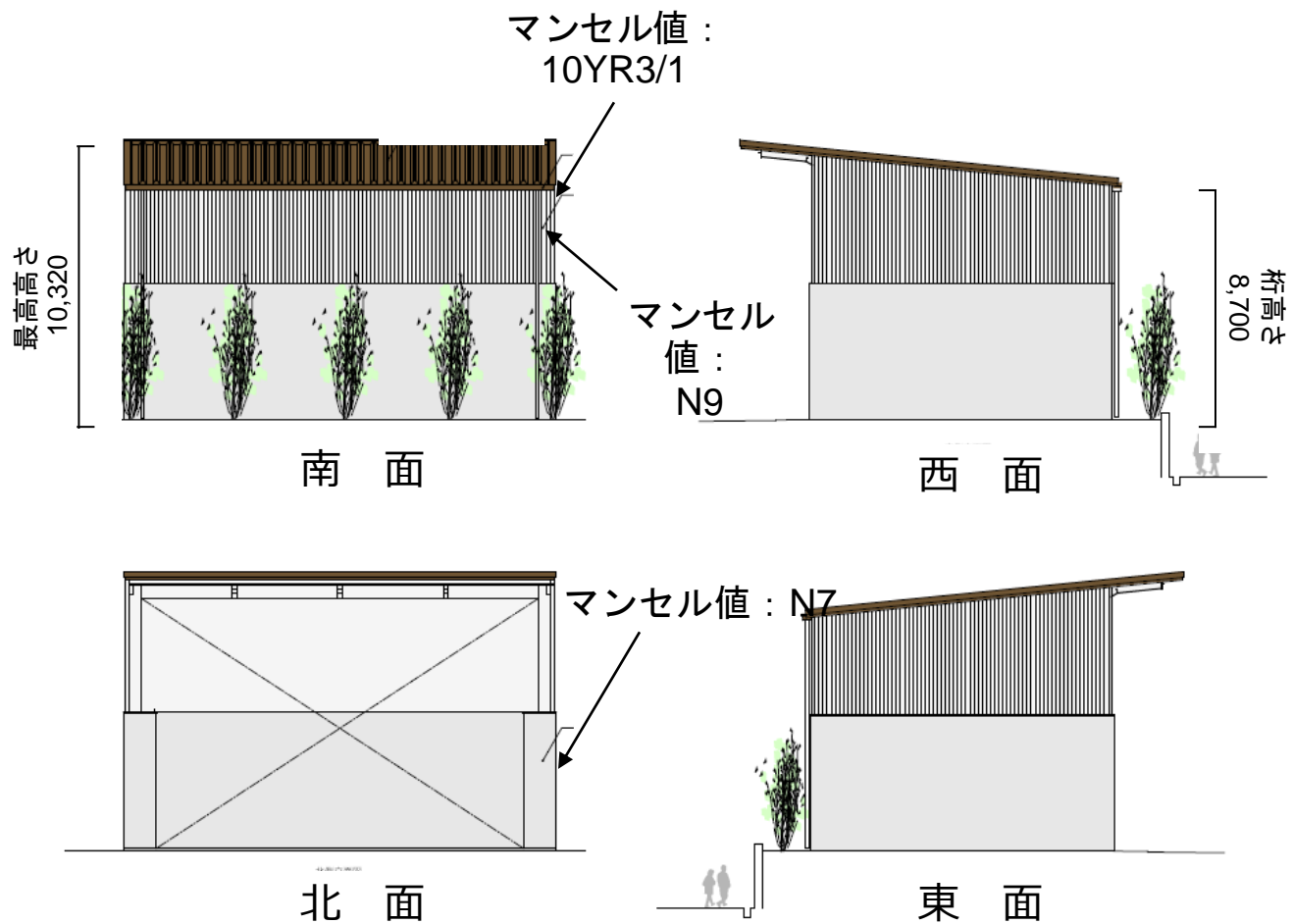


申請建物平面図・立面図

C棟（選別所）

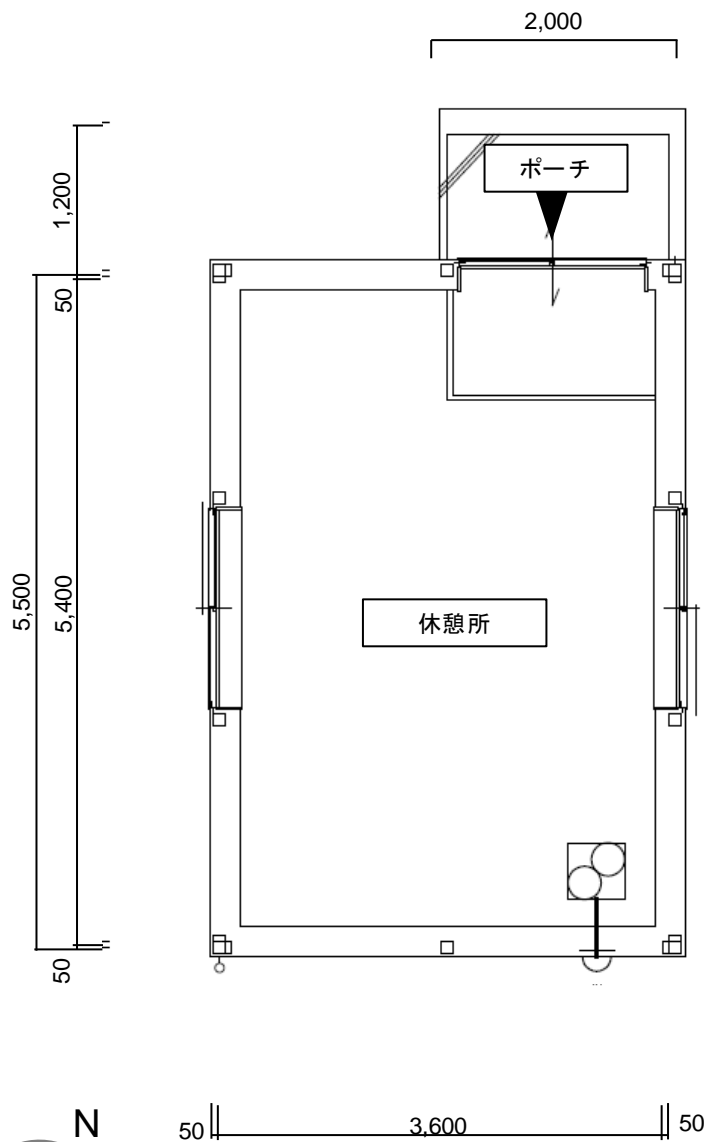


1階平面図

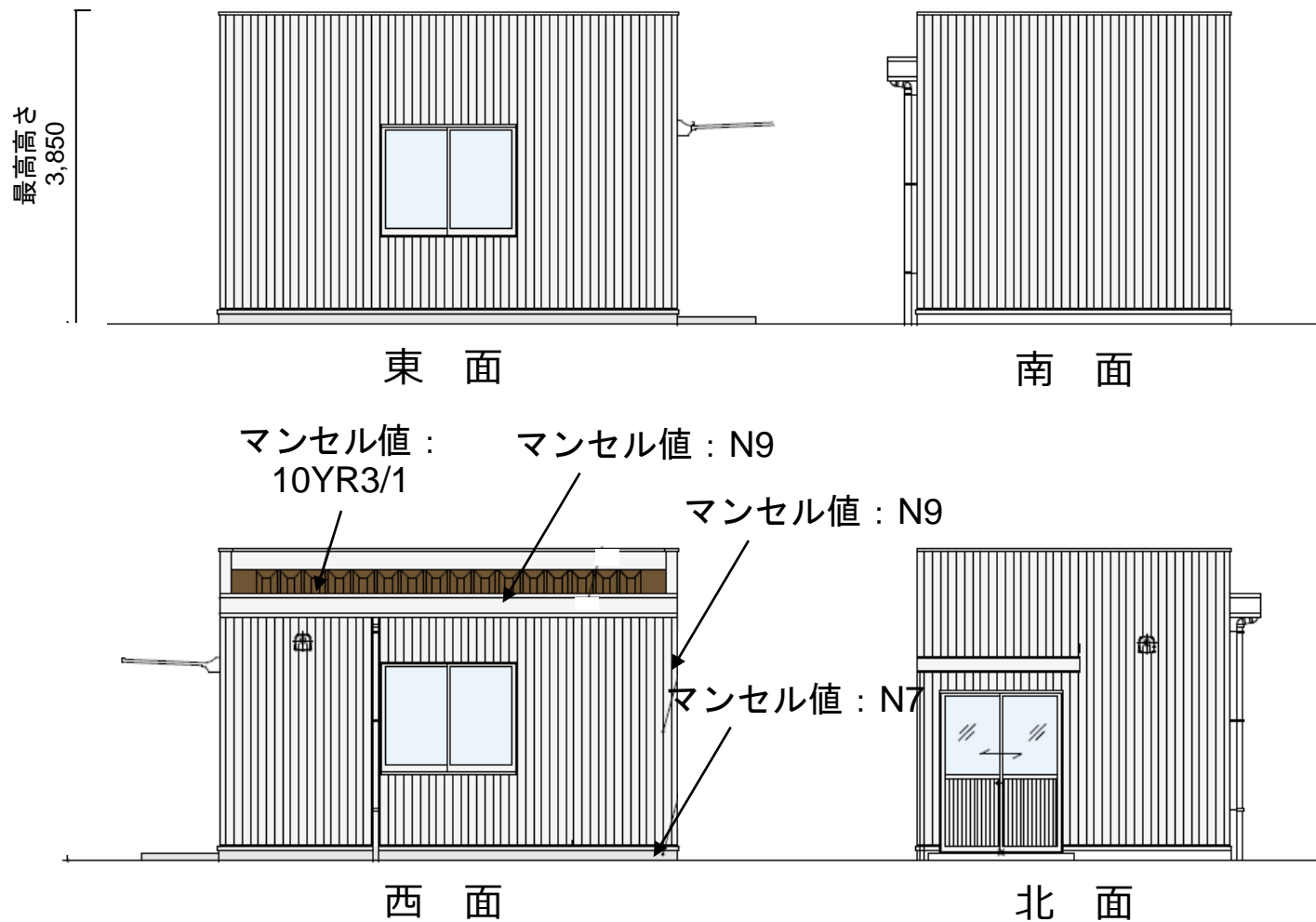


申請建物平面図・立面図

D棟（休憩所）



1階平面図



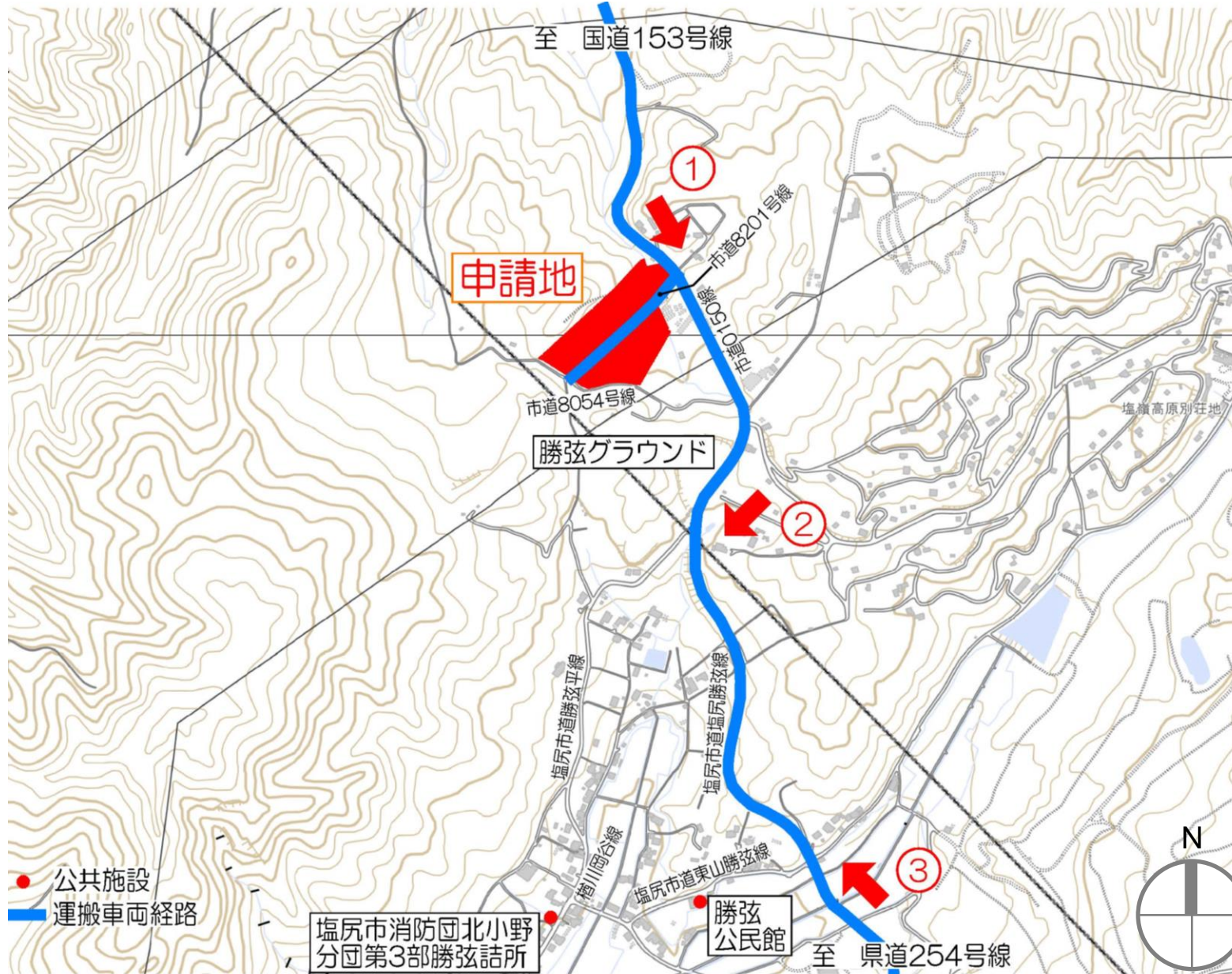
運搬車両の現状台数と予想台数

(日)

	現在の運搬車両台数	増築後運搬車両予想台数
廃プラスチック	約10台	約13台
石膏ボード	約36台	約48台
金属くず	約10台	約4台
木くず	約8台	約10台
ガラス	約6台	約8台
合計	約70台	約83台

運搬経路図

申請地周辺の児童はバス通学



① 敷地入口状況



② ガードレール有



③ ガードレール有

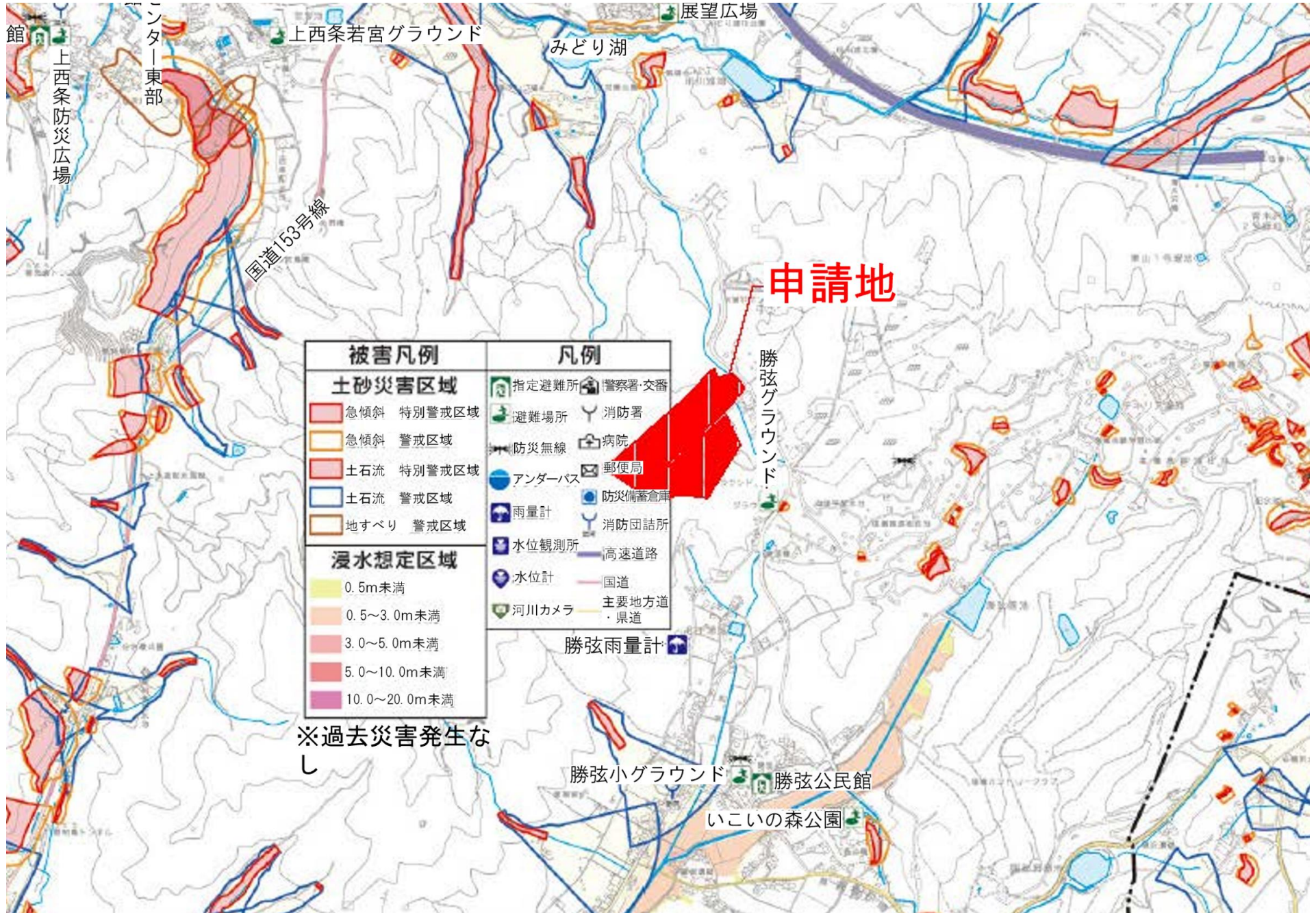
環境調査対象範囲



項目	評価地点	塩尻市基準	公害防止協定基準	予測結果	適合状況
騒音	敷地境界	規制対象地域外	60 dB	① 48.9 dB ② 48.7 dB	適合
振動	敷地境界	規制対象地域外	—	① 26.9 dB ② 26.1 dB	問題なし

振動は規制対象外だが振動規制法の規制値65dBを参考に適合を検討

ハザードマップ



位置についての判断①

項目	判断基準	計画内容の確認	
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は市街化調整区域で、宅地化、市街化が促進される可能性は低い。 	
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> 近隣に教育施設、福祉施設はない。 	
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外であり、二次的被害の拡大の恐れは低い。 	
環境への配慮	施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実にできると認められること	大気質	<ul style="list-style-type: none"> 建物内部で作業を行う計画となっており、特に石膏ボードについては集塵機を設置することで外部に漏れる恐れは少ない。
		水質	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民との公害防止協定書に基づき、敷地内雨水等は地下浸透とする前に水質検査を実施。基準を超えた場合はただちに地下浸透を停止する。また、地下水の水質を監視するため監視井戸を設け水質検査を実施する。
		騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 新設の影響を考慮した騒音の予測値が公害防止協定書に規定された60dBを超えないことを確認。 規制対象地域外ではあるが、振動規制法の規制値65dBを超えないことを確認。

位置についての判断②

項目	判断基準	計画内容の確認
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障ないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地周辺の運搬車両の通行予定交差点について、現況の交通量を調査し、施設稼働に伴う車両の増加台数を加味した交通量予測を行った結果、交通容量等を下回ることを確認。（処理能力から想定される最大の増加台数についても支障ないことを確認。）
	②交通安全上支障がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両すべてにおいて、近隣通行時は最徐行を徹底することを確認。 ・稼働時間は原則8：00～17：00とし、夜間作業は行わないことを確認。 ・児童生徒はバス通学であり、近隣に通学路はない。 ・近隣の道路について、生活道路としての利用は少ない。
景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて植栽等により、景観への配慮がされていること	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建物の配置は、市道150号線から50m以上の離隔距離をとり、圧迫感を軽減。 ・敷地外周部に緑地を確保し、景観に配慮。 ・建物の色彩は、彩度をおさえ周囲に調和するものとし景観に配慮。

◎ 住民説明会の概要① 塩尻市金井地区

開催日時	主な意見等	回答
○塩尻市金井地区 第1回 概要説明会 (R4.10.6)	容量的には大きくなるが騒音の問題は？	新規処理施設は建物内にあり、周りには防音を施す。事業説明会では音に関するデータを示し説明する。
	一般廃棄物について、区の作業で出る剪定木なども受け入れてもらえるか？	受け入れ可能。
	100%リサイクルできないと思うが、埋立や焼却の割合は？	搬入量の1割くらいを焼却する必要があるが、弊社今井工場に搬出し、焼却する。本施設では埋立、焼却はしない。
	場内で埋立してしまうことはあるか？	フロンティアスピリットE・P・Sで埋立や焼却を行うことはない。リサイクルできるもののみ扱っていきたい。
第2回 事業計画説明会 (R5.11.5)	粉砕で発生する粉塵に対する対応策は？	ボードについてはバグフィルター方式で進めている。
	その方法だと環境はどの程度か？	ほとんど外に出ることはない予定。
	車の出入りが多くなると思うが1日に何台とかのイメージはあるか？	今は1日50～100台程だが、全体的に20%増くらいと予想。

◎ 住民説明会の概要② 塩尻市勝弦地区

開催日時	主な意見等	回答
○塩尻市勝弦地区 第1回 概要説明会 (R4.10.18)	建設廃材が多いと思うが、アスベストに関してどんな管理か？	検査と届出の義務を取引先に徹底している。可能性が少しでもあるものは受取らないこととしている。
	処理能力を増やせばリスクも増えそうで怖い。環境調査は？	騒音・振動の測定。改良土は3カ月に1度検査。監視井戸は3カ月に1度検査。
	雨水の対策は？	現状と同様にU字溝を張り巡らせて貯水槽に入る形になると思う。
	現状水質はあまりよくない？	過去の1度（道路のアスファルト塗装の油分が入った）を除いて、水質の基準を超過したことはない。
第2回 事業計画説明会 (R5.11.27)	前回敷地境界での石綿濃度の測定は可能という言葉があったが、それでよいのか？	本当に入っていないと立証するために測定は可。アスベストを受入れないので定期的にやる必要はない。疑義がある場合に測定する。
	水質検査をしっかりと行い、厳しいときには地下浸透しないように止めてもらいたい。	三層になっており異常があればすぐわかる。そういった場合は吸引車6台ですぐに吸い取る。

◎塩尻市（塩尻市都市計画審議会）

令和6年8月2日に開催された塩尻市都市計画審議会において、都市計画上支障ないことについて承認された旨、令和6年8月9日に塩尻市から回答

◎長野県開発審査会

令和6年4月23日に開催された長野県開発審査会において、当該開発行為の概要について事前説明済み

第 2 2 1 回長野県都市計画審議会説明資料

建設部建築住宅課

1 建築基準法における都市計画審議会の審議事項

建築基準法において、都道府県都市計画審議会が審議等を行うことを規定している事項及び審議の方法等は以下のとおりである。

関係法令及び審議内容等一覧

法 律	条 項	審 議 内 容	審 議 方 法	県内事例
建築基準法	第 6 条第 1 項 第 4 号	都道府県知事が都市計画区域及び準都市計画区域内において確認を要しない区域の指定をする場合	意見を聴く	あり
	第 22 条第 2 項	特定行政庁が都市計画区域内において屋根の不燃化等を図る区域を指定する場合	意見を聴く	あり
	第 42 条第 1 項	特定行政庁が道路として定義する幅員を 6 m 以上とする区域を指定する場合	議を経る	
	第 51 条第 1 項	特定行政庁が都市計画区域内において卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置について支障がないとして許可する場合	議を経る	あり
	第 52 条第 1 項 第 8 号	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において容積率の数値を定める場合	議を経る	あり
	第 52 条第 2 項 第 2 号	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の前面道路の幅員が 12m 未満の低層住居専用地域を除く住居系用途地域内において容積率の算定するに当たって道路幅員に乗ずる数値を 6/10 とする場合	議を経る	
	第 52 条第 2 項 第 3 号	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の前面道路の幅員が 12m 未満の住居系用途地域以外の地域(用途地域の指定のない区域を含む)において容積率の算定するに当たって道路幅員に乗ずる数値を 4/10 又は 8/10 とする場合	議を経る	

法 律	条 項	審 議 内 容	審 議 方 法	県 内 事 例
	第 52 条 第 8 項	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の住宅を含む建築物の容積率を緩和する数値を定める場合	議を経る	
	第 52 条 第 8 項 第 1 号	特定行政庁が上記緩和において適用できない区域を指定する場合	議を経る	
	第 53 条 第 1 項 第 6 号	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において建蔽率を定める場合	議を経る	あり
	第 56 条 第 1 項 第 1 号別表第 3 (に) 欄 5	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において前面道路からの建築物の各部の高さ限度を定めるために乗ずる数値を定める場合	議を経る	あり
	第 56 条 第 1 項 第 1 号別表第 3 備考 3	特定行政庁が低層住居専用地域を除く住居系用途地域内において定められた前面道路からの建築物の各部の高さ限度を定めるために定められた数値以外の数値を定める場合	議を経る	
	第 56 条 第 1 項 第 2 号	特定行政庁が商業系用途地域等において隣地からの建築物の各部の高さの限度を適用しない区域を定める場合	議を経る	
	第 56 条 第 1 項 第 2 号ニ	特定行政庁が都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域において隣地からの建築物の各部の高さの限度を定めるために乗ずる数値を定める場合	議を経る	あり
	第 56 条 第 1 項 第 2 号イ	特定行政庁が中高層住居専用地域内において隣地からの建築物の各部の高さの限度を定めるために乗ずる数値以外の数値を定める場合	議を経る	

2 建築基準法における「特定行政庁」とその権限について

建築基準法では、建築の確認申請、許認可、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る行政機関として、一定の要件等に基づく地方公共団体を「特定行政庁」と規定している。

(1) 特定行政庁とは

- 建築主事を置く市町村の長をいう。
- 市町村が建築主事を置かない場合は都道府県知事が特定行政庁となる。
- 人口 25 万人以上の市は建築主事を置き特定行政庁となる義務がある。
- 人口 25 万人未満の市その他町村は任意に特定行政庁となることができる。
- 人口 25 万人未満の市その他町村は限定された事務においてのみ権限を有する特定行政庁（「限定特定行政庁」という。）となることができる。

(2) 特定行政庁の区分による権限を有する事務

(表中「法」は建築基準法)

設置態様	根拠条項	設置要件	該当市町村等	所管事務
義務設置	法第 4 条第 1 項	人口 25 万人以上の市	長野市	すべての事務 注 1)
	法第 4 条第 5 項	市町村特定行政庁以外の区域を管轄するために都道府県は義務設置	長野県	すべての事務
任意設置	法第 4 条第 2 項	要件なし	松本市・上田市	すべての事務 注 1)
	法第 97 条の 2 第 1 項	要件なし	岡谷市・諏訪市 飯田市・塩尻市	限定された事務 (限定特定行政庁)

注 1) 建築基準法第 51 条ただし書の規定により、卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可するに当たっては、都道府県都市計画審議会の議を経なければならない。

(3) 特定行政庁と都市計画審議会との関係

建築基準法第 4 条第 1 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づく特定行政庁(長野市、松本市及び上田市)にあつては、同法第 51 条ただし書の規定により、卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可するに当たっては、都道府県都市計画審議会の議を経なければならない。

なお、1 の「関係法令及び審議内容等一覧」に掲げる特定行政庁の権限とされている事務のうち、建築基準法第 51 条以外の区域、数値等の指定に当たっては、同法第 22 条第 2 項かつこ書きの規定により、当該市の都市計画審議会の議を経ること等となる。

○建築基準法：抜粋

(屋 根)

第二十二條 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、 (以下省略)

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会 (市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあつては、当該市町村都市計画審議会。第五十一条を除き、以下同じ。) の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

(4) 限定特定行政庁の所管事務

限定特定行政庁における建築主事が行うことのできる事務として、次に掲げる建築物又は工作物 (都道府県知事の許可を必要とするものを除く。) に係る確認等とされている。

また、建築基準法第 97 条の 2 第 4 項の規定により、1 の「関係法令及び審議内容等一覧」に掲げる事務は限定特定行政庁において行うことのできる事務として定められておらず、したがって同法第 51 条ただし書許可及びその他区域、数値等の指定に当たっては、同法第 22 条第 2 項の規定により、都道府県都市計画審議会の議を経ること等となる。

① 建築物

- ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物

② 工作物 (①に掲げる建築物の敷地に築造するものに限る。)

- ・ 煙突及び広告塔その他これらに類する工作物で高さが 10m 以下のもの
- ・ 擁壁で高さが 3m 以下のもの

3 建築基準法第 51 条のただし書許可について

(1) 建築基準法第 51 条の規制対象建築物等について

ア 規制の概要について

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、廃棄物処理場等（以下「卸売市場等」という。）の用途に供する建築物は、その敷地の位置が都市計画決定されていなければ、新築又は増築してはならないとしている。

しかし、卸売市場等のうち、都市計画において位置を定めることが不可能ないし不適當な場合※、例外的な措置として特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は建築できることとなっている。

※位置を定めることが不可能ないし不適當な場合

産業廃棄物処理施設等は、事業者が自ら処理を行うか、業として行っている施設で処理しているのが一般的であり、都市計画上不可欠なものではあるが、時代の変遷によりその必要性も変化することが予想され、恒久性等の観点から都市計画で位置付けることが適当でないと考えられ、基準法第 51 条のただし書において都市計画上支障がないか申請ごとに判断している

イ 規制対象建築物について

規制対象建築物は建築基準法第 51 条本文に記載されている施設のほか、「その他政令で定める処理施設」として、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」という。）に定められている下記の施設が該当する。

①一般廃棄物処理施設（廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項に該当する施設）

処理施設名	処理能力
ごみ処理施設	1 日当たりの処理能力が 5 t 以上
焼却施設	1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上 又は火格子面積が 2m ² 以上

②産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号から 13 号の 2 に該当する施設）

施行令第 7 条	処理施設名	規模 (いずれかに該当するもの)
1 号	汚泥の脱水施設	処理能力：10 m ³ /日超えるもの
2 号	ア 汚泥の乾燥施設	処理能力：10 m ³ /日超えるもの
	イ 汚泥の天日乾燥施設	処理能力：100 m ³ /日超えるもの

施行令 第7条	処 理 施 設 名	規 模 (いずれかに該当するもの)
3号	汚泥の焼却施設 (PCB処理物であるものを除く)	処理能力：5 m ³ /日超えるもの 処理能力：200kg/h以上のもの 火格子面積：2 m ² 以上のもの
4号	廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条の廃油処理施設を 除く)	処理能力：10 m ³ /日超えるもの
5号	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く) (海洋汚染防止法第3条の廃油処理施設を 除く)	処理能力：1 m ³ /日超えるもの 処理能力：200kg/h以上のもの 火格子面積：2 m ² 以上のもの
6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力：50 m ³ /日超えるもの
7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5 t/日超えるもの
8号	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを 除く)	処理能力：100kg/日超えるもの 火格子面積：2 m ² 以上のもの
8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力：5 t/日超えるもの
9号	金属等を含む汚泥のコンクリート固形化 施設	すべての施設
10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼 施設	すべての施設
11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシア ン化合物の分解施設	すべての施設
11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融 施設	すべての施設
12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼 却施設	すべての施設
12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべての施設
13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は 分離施設	すべての施設
13号の2	汚泥、廃油、廃プラスチック、廃PCB等、 PCB汚染物又はPCB処理物以外の焼却施設	処理能力：200kg/h以上のもの 火格子面積：2 m ² 以上のもの

※なお、工場等の敷地内に位置する施設で、当該工場等により排出される廃棄物に限って処理を行うもの及び最終処分場は対象外としている。

③廃油処理施設

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に該当する施設)

(2) 付議する都市計画審議会について

建築基準法第 51 条の規定では、その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会の議を経ることとされている。

都市計画法第 15 条第 1 項（都市計画を定める者）の規定では、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定めるとし、政令において、都道府県が定める都市計画に該当する施設として産業廃棄物処理施設を定めている。

(3) 他法令との関係

原則として次の関係法令について、法律上支障がないことを確認し審議会に付議する。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に基づく設置許可基準

※設置許可申請の手続きにおいては、許可申請前に事務処理要領に基づき事前審査が行われ、支障がないことを判断する

イ 公害関係法令

下記法律の対象となる施設の場合は、上記申請時に法律上支障がないことを確認

- ・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 など

ウ 消防法

建築基準法第 93 条により、当該許可を管轄する消防長又は消防署長の同意を求め、消防法上支障がないことを確認

※その他、立地条件により河川法、農地法、工場立地法、森林法等の関係法令が考えられるが、関係行政機関において、それぞれが所管する法律上支障がないと確認されたものを審議会に付議することとしている。

(4) 位置についての判断基準

その敷地の位置が、都市計画上支障がないと判断する留意事項については、都市計画運用指針で示されており、土地利用、周囲の状況等に応じて、下記を判断基準としている。

項 目	根 拠 (考え方)	判 断 基 準
周囲の状況	立地に伴う環境面の影響が多いため、周囲の状況が適切であるか。	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと。 ②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと。 ③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと。
環境への配慮	公害関係法令に適合するものであるか。	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実に認められること。
運搬車両の周辺地域への影響	車両台数の増加に伴い周囲に与える影響がないか。	①交通渋滞による道路交通に支障がないこと。 ②交通安全上支障がないこと。
景観への配慮	敷地面積が広く、屋外の機械施設が多いことから周辺景観に与える影響がないか。	①施設の高さ、大きさに応じて、植栽等により、景観への配慮がされていること。

※その他、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく説明会等が適正になされ、関係者からの意見等に対し、適切な対応がなされているかどうか確認している

【都市計画運用指針（抜粋）】

廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項

（１）基本的な考え方

廃棄物処理施設には法第 11 条第 1 項 3 号の汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設が該当するため、適当な種類を選択して決定することが望ましい。

処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、及び関連する施設との連携を総合的に勘案することが望ましい。

（２）配 置

各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい。

（３）区 域

施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。

（４）位 置

①主な搬出入のための道路が整備されているが、整備されることが確実であることが望ましい

②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。

③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない

④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。また最終処分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。

⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい